

# 嶺井博希選手後援会〈会則〉

(名称)

第1条 この会は、嶺井博希選手後援会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、嶺井博希選手のプロ野球活動を応援し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 嶺井博希選手の応援ツアーの企画
- (2) 嶺井博希選手出席によるイベント等の開催
- (3) 嶺井博希選手関連グッズの販売促進
- (4) 嶺井博希選手出席による少年野球教室など社会貢献活動
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 参与 若干名
- (6) 監査 2名

2. 本会に、名誉顧問及び相談役を置くことが出来る。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員選出)

第6条 役員は、役員会において選任して選出する。

(役員任務)

第7条 本会の役員は次の任務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事、参与は、本会の運営に参加し、これを推進する。
- (4) 幹事は、本会の活動目的達成のために必要なすべての事業の運営に当たる。
- (5) 監査は、本会の資金及び業務執行状況を監査する。

(事務局)

第8条 本会の事務局を、沖縄県南城市玉城字堀川 523 番地の堀川公民館内に置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する

(会議)

第9条 会長は、会務を執行するために役員会議を開始することができる。

- 2 役員会議の出席者は、会長及び副会長が必要と認める役員とする。

(総会)

第10条 本会の役員会総会は年1回とし、会長が必要認めたときは臨時役員会総会を招集し、開催することができる。

- (1) 役員会総会の出席者は、本会則第4条第1項に定められた役員とする。
- (2) 役員会総会は、役員の過半数の出席がないと開くことができない。
- (3) 役員会総会の議事は、出席した役員の3分の2以上をもって決することとする。

(資金の決議事項)

第11条 役員会総会では、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の改正
- (4) その他、会長が特に必要と認める事項

(資金の構成)

第12条 本会運営資金は次のとおりとし、会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

- (1) 入会金、年会費
- (2) 寄付金(賛助金)
- (3) その他の収入

(会員)

第13条 本会に入会を希望する個人または法人は、本会の会員となる事が出来る。

- (1) 本会会則に賛同する個人または法人。
  - (2) 沖縄県暴力団排除条例に定める暴力団及び関係者、その他の反社会勢力に属する者は入会できない。
  - (3) 入会申込書に必要事項を記入の上、入会金を持参または銀行振込(手数料自己負担)にて事務局へ提出すること。
  - (4) 入会金の入金確認後に会員証を発行する。
- 2、会員は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 秩序ある応援を心がけ、嶺井博希選手及び所属する球団並びに家族に過度の負担となるよ

うな行為を慎むこと。

(2) 所属する球団及び嶺井博希選手のファン獲得に努力すること。

(3) 本会が行う諸行事などに積極的に参加、協力すること。

(会費、寄付金)

第14条 入会金は個人3,000円(年会費含む)、法人10,000円(年会費含む)とし、年会費個人1,000円、法人2,000円とする。

2 本会への寄付金(賛助金)は、事務局が管理し本会の目的遂行のために使用する。

(退会)

第15条 本会を退会する者は、事務局に退会届を提出すること。

但し、入会金の返金は致しません。また、会員証の返却は不要とします。

附則

この会則は、本会設立の日から施行する(平成30年4月1日施行)